

## お知らせ

事業者の皆さまへ  
**特定計量器の定期検査が実施されます**

問産業課 ☎(57)4240

取引や証明に使用する特定計量器は、計量法により2年に1度の定期検査が義務付けられています。

☎5月17日(金)10時～12時  
13時～15時

所 役場新館北側駐車場  
**検査の対象となるはかり**

検定証印や基準適合証印があり、次のような場面で使用する計量器が対象です。

- 商店等で販売する商品の売買など取引で使用しているもの
- 学校、病院等で体重測定など証明に使用しているもの
- その他荷物運搬や薬剤の量を量るもの

**軽自動車税(商品車)の課税免除**

問 税務課 ☎(57)4123

2019年度より、商品であつて使用しない軽自動車等に対する軽自動車税は町税務課に申請をいただくことで、課税免

除を受けることができます。  
**課税免除要件**

【所有者】

- ① 古物営業の許可を受けている。
- ② 町税の滞納がない。

【車両】

- ① 2018年4月2日以降に取得したものの。

※ 2019年度申請分については経過措置として2018年

- 4月1日以前に取得した車両も課税免除の対象となります。
- ② 販売を目的として取得したものの。
- ③ 商品車として町に登録のあるもの。
- ④ 町内の一定の場所に置かれ、使用しないもの。
- ⑤ 試乗車、回送車及び代用車を除く。

- ⑥ 申請者が、賦課期日現在において登録上の所有者及び使用者と同一であること。

**申請方法**

次の書類を4月10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに税務課へご提出ください。

- ・ 軽自動車税課税免除申請書(商品車)
- ・ 古物商許可証の写し
- ・ 車両の展示状態がわかる写真
- ・ 走行距離計表示値がわかる写真

真

※ 申請書は町ホームページからダウンロードできます。  
 ※ 申請は毎年行っていたいただく必要があります。

**協会けんぽの保険料率が変わります**

問 全国健康保険協会栃木支部

(協会けんぽ)

☎028(616)1692

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の2019年度の健康保険料率は据え置きです。(9・92%)また、介護保険料率は1・57%から1・73%へ引き上げになります。変更時期は2019年4月納付分からです。

◎ 詳しい内容は、  
<http://www.kyoukaikempo.or.jp/>  
 でご確認ください。

**県立博物館からのお知らせ**

問 栃木県立博物館

☎028(634)1311

第123回企画展「下野の鎌倉街道」道を行き交う人と物(4月27日(土)～6月16日(日))

知られざる鎌倉街道の実態を、近年の発掘成果をもとに明らかにし、行き交った人や物品、沿道の人々の暮らしを紹介します。

○ 開会式・オープニング講座

「下野の鎌倉街道」

☎4月27日(土)13時～15時

○ 記念講演会

「武士の都・鎌倉を掘る」

☎5月12日(日)

13時30分～15時30分

講師 NPO法人 鎌倉考古学

研究所理事 斎木 秀雄 氏

○ 学芸員のとつておき講座①

「古代の道・東山道から鎌倉

街道へ」

☎5月19日(日)

13時30分～15時

○ 学芸員のとつておき講座②

「中世の道・そして日光奥州

道中へ」

☎5月19日(日)

13時30分～15時